

# 和地ひとみレポート No.324

## (仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子 より効果的な取組みを目指してほしい

### ■いじめ防止対策推進条例

…7月30日(火)、市は“(仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子”について市議会に説明するために全員協議会を開催しました。

…東大和市では、国の法や東京都の条例などを考慮し、いじめ防止対策推進条例を制定することを計画しており、予定では12月の市議会定例会に議案として提出。市議会で可決されれば来年の1月1日を施行日として新たな条例として制定したいとの意向を示しました。

### 【市が示した条例制定までのスケジュール】

(令和元年)

8月1日～9月2日 パブリックコメントの実施

9月1日～9月30日 パブリックコメント意見等整理

12月初旬 令和元年第4回市議会定例会に提案

(令和2年)1月1日 条例の施行

…上記のスケジュールで示されたように、市では、今月(8月)に、この条例案に対するパブリックコメントを実施しています。(市のHPを参照ください)気になる点がございましたら、ぜひ忌憚のないご意見を提出いただければと思います。

### ■条例制定の背景

…いじめ問題の深刻化が様々なところで重要視されている中、国は平成25年6月に“いじめ防止対策推進法”を成立。(同年9月28日施行)この法律は社会総がかりでいじめ問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備する必要があるとの国の考え方に基づいて作られたものです。この法では、学校の設置者または学校は、重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、速やかに当該学校の設置者または学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調整を行うこととされています。

### 【いじめ防止対策推進法】(抜粋)

#### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

##### 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2:学校の設置者又は

その設置する学校は、

前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3:第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### (公立学校に係る対処)

##### 第30条

地方公共団体(=東大和市)が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長(=市長)に報告しなければならない。

2:前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

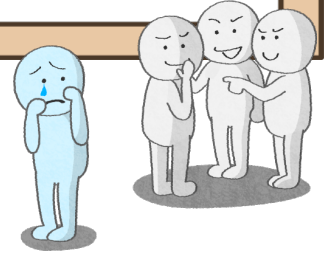
3:地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4:第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条に規定する事務を管理し、または執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5:地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための必要な措置を講ずるものとする

…この法律では「重大事態」を「児童等の生命、心身又は財産に重大に被害が生じている」とこと、「児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている」とことと位置付けています。また、学校や教育委員会とその下部組織が行った調査内容について再調査が必要と考えられた場合には、市長の付属機関が改めて調査を行うこととされています。

…東大和市ではこれまで、市内全ての学校で「いじめ防止の基本方針」を策定するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応ができる体制を整備してきました。また、児童・生徒や保護者を対象とする定期的ないじめに関するアンケートの実施や、教員を対象としたいじめ防止に係る研修、さらには地域の人も交えたいじめ防止のためのシンポジウムも開催してきましたが、この法律を受けて、新たに条例を制定して、重大事態に組織的に対応できる体制の強化を図りたいとのことです。(裏面に続く)



## ■東大和市のいじめの状況は

…今回、説明された“(仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例”には、いじめ防止等の対策の基本理念なども盛り込まれていますが、一番のポイントは市、教育委員会、学校と教員の責務が明記されており、「重大事態」が発生した際、どのように対応していくかという体制が明確にされているところです。そして今回の市からの説明では、現時点では東大和市には「重大事態」とされる事例はないとの報告もありましたが、いじめの認知件数は全国的に、そして東大和市でも増加傾向にあるとのこと。さらには「重大事態」についても全国的には増加している状況とのことでした。

### 【全国のいじめ認知件数】 (単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	122,734	151,692	237,256	317,121	未集計
中学校	52,971	59,502	71,309	80,424	未集計

### 【全国の重大事態件数】 (単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	117	113	119	145	未集計
中学校	281	150	186	224	未集計

### 【東大和市のいじめ認知件数】 (単位:件)

	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	24	8	15	25	36
中学校	11	12	13	22	23

## ■条例の骨子は

…市が提案してきた“(仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例”の骨子には、禁止事項や責務などが明記されていますが、条例に反した場合の罰則などは明記されていません。また、具体的ないじめ防止対策については、別途、“いじめ防止対策推進基本方針”を策定することが条例に盛り込まれているので、どのような方針で取り組むのかは、その内容を確認しなければわかりません。

### 【(仮称)東大和市いじめ防止対策推進条例の骨子】

#### ■条例の目的

- ①いじめ防止等のための対策について、基本理念を定め、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにする。
- ②市のいじめの防止等に関する施策に関する基本的な事項を定めることにより、学校、家庭及び地域が連携したいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

#### ■いじめ防止等の対策の基本理念

- ①すべての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ②児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守る。
- ③児童等のいじめに関する理解を深め、児童等がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。
- ④学校におけるいじめの防止等の取組みを実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組む。
- ⑤学校、市、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめ問題を克服する。

## ■いじめの禁止

児童等はいじめを行ってはいけない。

## ■市の責務

市は、関係機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定するとともに、それらを総合的かつ効果的に推進する責務がある。

## ■教育委員会の責務

教育委員会には、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務がある。

## ■学校及び学校の教職員の責務

①当該学校の児童等の保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む責務がある。

②当該学校の児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務がある。

## ■東大和市いじめ防止対策基本方針

いじめの防止等のための対策を推進するために策定する。

## ■東大和市いじめ問題対策連絡協議会(常設)

いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るために設置し、以下の事項を協議する。

- ①いじめの防止等のための対策の推進に係る事項
- ②いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項
- ③その他必要な事項

## ■東大和市教育委員会いじめ問題対策委員会(常設)

教育委員会の附属機関として設置し、次の事項を調査審議する。

- ①教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
- ②いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは教育委員会に意見を述べることができる。
- ③学校において「重大事態」が発生した場合には、調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

## ■東大和市いじめ問題調査委員会(必要があるとき設置)

市長は重大事態の報告を受けた場合は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは市長の附属機関として設置し、再調査を行う。この会を設置したとき及び調査結果については、市長が東大和市議会に報告する。

## ■有効なものに

…この条例を制定することにより、「重大事態」が発生した際の対応と責任は明確にはなりません。一方で、子ども達は、学童保育所など、学校以外のところでもコミュニティを形成しており、学童保育所は市長部局の青少年課の管轄です。また、同じく青少年課では「地方青少年問題協議会法」に基づいて、青少年問題協議会を設置し、「青少年の健全育成などに関する総合的な施策の調査審議」や「健全育成の施策を適切に実施するため、関係機関相互の連絡調整」を行っています。教育委員会と市長部局は別組織ですが、“子ども”に関することを別々で協議することによる重複や情報共有の欠如は生まれませんか。その点について、全員協議会で質問したところ、現時点ではどのように連携していくかは明確ではないとの答弁でした。…縦割り組織は大人、行政の都合。目指すべき目標に向けてより有効な取組みになるよう、条例ありきではなく子どもを中心に取組んでほしいと思います。



東大和市 市議会議員  
和地 ひとみ

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。  
「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>  
✉ [wachi\\_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp) 【電話・FAX】 042-516-8546  
〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102